

## 【平成16年度第2回新南陽地区地域審議会 議事概要】

【日 時】 平成16年5月12日(水)午後2時から午後4時まで

【場 所】 新南陽総合支所 4階会議室

【出席者】

(委 員) 菊地会長、志賀副会長、伊藤委員、原田委員、林委員、中山委員、赤星委員、  
山本委員、橋本委員、田中委員、角委員

(事務局) 田村総合支所長、片山総合支所次長

山下企画財政部長、磯部企画財政部次長、宮川企画調整課長

企画調整課 地域振興担当 増本、原田、行富

企画調整担当 藤井、坂本、三川

地域振興課 坪井、石川、中田

1. 開会

2. 議事

周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)の質疑

周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)の審議

次回の開催日程について

3. 閉会

#### 4. 議事

##### 地域審議会の会議録作成及び資料公開について

事務局：前回ご承認いただきました「地域審議会の会議録の作成等について（案）」につきましては、各地域審議会においてもご承認をいただきました。お配りいたしております資料のとおり、審議会の会議録は作成し公開することとし、各地域審議会統一の取扱いとすることと決まりました。

##### 議事進行について

会 長：本日の議事進行について、まず前回の審議会における意見交換、質問事項についての要旨の説明を、私から行います。

次に、3名の委員の方より質問書の提出があり、事前に事務局には提示してあるので、それに対する答弁を事務局にお願いしたい。

最後に、質問書以外の内容について、意見交換を行っていただきたい。

##### 第3回地域審議会の予定について

会 長：次回の地域審議会には、答申書の叩き台を作成しておきますので、これをもとに審議会として議論を行っていきたい。

開催時期については、基本計画の提出後が望ましいと思われるので、6月初旬に基本計画の提出があれば、提出後出来るだけ早い時期に開催したい。

基本計画の提出が遅れるようであれば、基本計画の提出を待たずに、6月上旬に地域審議会を開催したいと思っております。

##### 「新市建設計画」、「周南市まちづくり総合計画」の関連性と

##### 「地域審議会」の位置付けについて（質疑）

会 長：前回の地域審議会においては、「用語の定義と使い方を整理するように」「目標人口17万人の設定について、目標達成への具体的なプロセスを明確にすべきでないか」「行財政改革については、最重要課題であり基本構想の最初に述べるべきではないか」以上3点が意見の大半であったと理解しております。

3名の委員の方から質問書が提出されておりますが、まず全体の計画の関連性、「プロジェクト」の定義と用法について明確にしていきたいので、質問書を提出された委員さんより質問主旨をお願いいたします。

委 員：「新市建設計画」を変更する場合は、県知事と協議し、市議会の議決を得る必要があるが、その場合、あらかじめ各地域の地域審議会へ、変更についての議題が諮ら

れると理解してよろしいでしょうか。

事務局：「新市建設計画」「周南市まちづくり総合計画」「地域審議会」の位置付けについては、ご指摘の通りです。

提出されている質問書の中で、「新市総合計画が変更となれば、まちづくり総合計画の関連する部分が自動的に変更となる」との記述につきましては、県との協議、市議会の議決が必要となりますので、当然議会の議決を経ての変更となります。

委員：「新市建設計画」の変更、進捗状況等については、地域審議会に対し、どの程度の項目まで諮られるのでしょうか。

西東京市の事例では、保育園の建替えやその事業費等、非常に細かい部分までが対象となっていますが。

事務局：計画の変更については、地域審議会に諮り、意見を伺った上で、県との協議を行い、議会の議決を得るという手順となります。

どの程度の項目まで、地域審議会に諮っていくのかということについては、県ともまだ協議を行っておりませんので、詳細は決定いたしておりません。

他市の事例も参考にして、決定いたしたいと考えております。

委員：県とも協議し、他の事例も見て決定するということですね。

事務局：ご指摘のとおりです。

### 「プロジェクト」の定義、用法について（質疑）

委員：プロジェクトの推進体制はどのようになるのでしょうか。

主要プロジェクトは、「ひと輝きプロジェクト」と「21のリーディングプロジェクト」の2つですか。

他市では「重点プロジェクト」が一般的ですが、特別な意味があるのでしょうか。

事務局：「重点プロジェクト」「主要プロジェクト」の意味については、特に意図したものはなく、同一のものと考えております。

どちらの表現が適当なのかにつきましては、検討いたしたいと考えております。

組織体制については、様々なものがあると思いますが、現時点では具体的に考えておりません。

委員：「プロジェクト」とは期限付きの実施事項という感じに受け取れますが。

一課が仕事として行う場合も「プロジェクト」と言うし、横断的に組織を編成して行う場合にも「プロジェクト」と言うなど、その辺りの定義がはっきりされていないが、最終的には語句としての整理を行いますか。

事務局：「プロジェクト」という語句の使い方については、分かりにくいとのご指摘もございまして、内部で調整中です。

会 長：他の委員の方で、今の問題について関連の意見がありましたら。

委 員：意味の分かり難い「プロジェクト」という言葉を使用しなくても、「事業」という言葉での表現が相応しいのではないかと。  
「プロジェクト」を使用するのであれば、どのような意図があるのか。

事務局：重点的に取り組みたいものとして、「プロジェクト」という言葉で表現いたしております。

委 員：「主要プロジェクト」という表現については問題ないと思うが、「ひと輝きプロジェクト」「21リーディングプロジェクト」の中に、どういった事業があるのかといった表現の仕方が望ましいのではないかと考えるのだが。  
プロジェクトの下に、さらにプロジェクトがあるという表現の仕方が、非常に煩わしく思われる。

事務局：基本構想であってもプロジェクトの中に、具体的な事業を明記すべきとのご指摘でしょうか。

委 員：主要プロジェクトの下に、戦略があり、戦略に基づく具体的な項目がある。これは事業そのものであり、プロジェクトとの表現を使う必要は無いのではないかと。日本語との概念が異なるので、この部分をはっきりさせた方がよいのではないかと。

事務局：表現につきましては、審議会においてご審議いただき、ご指示いただければと思います。

委 員：2つの主要プロジェクトの下に、さらに4つのプロジェクトがあることが理解を難しくしている点の一つ。  
もう一点は、5つのまちづくりの目標に対して、具体的な項目、施策が述べられているが、これが4つの戦略のいずれと関連を持ってくるのか。「21のリーディングプロジェクト」との関連性はどうかということが、非常に分かりづらい。  
構成図、体系図といったものは、プレゼンテーションの目的で使用されるものであるため、見た者に分かりやすいということが第一義なのではないかと。

事務局：基本構想は、まちづくりの方向性を示すものであり、事業については基本計画で位置付けるという考え方を持っております。

委 員：私が言いたいのは、基本構想と基本計画がどのような関係にあるかということが明確になっていなければ、基本構想の意味合いは薄れてしまう。  
基本構想で、基本計画の中に示されるべきものが表現されていることが必要ではないかと。

委 員：基本構想と基本計画に対する認識が甘いのではないかと。  
市民が見て分かりやすく、「今、周南市にとって、なぜそれが必要なのか」ということが基本構想の中に具体的に示されるべきではないかと。

事務局：お示しいたしております体系図につきましては、基本計画のものでございます

ので、基本構想においては具体的な事業については、お示しいたしておりません。

委員：5つのまちづくりの目標と、4つのプロジェクトとの関連については、どのように理解したら分かり易いのでしょうか。

事務局：基本構想における5つのまちづくりの目標の達成のために、基本計画の各論において事業項目を挙げておりまして、それぞれの項目は、4つのプロジェクトにそれぞれ対応していくという関連となります。

委員：今の説明を、図案化してもらえると理解し易いと思いますが。

事務局：ご指摘いただきましたように、関連性をお示しできるようにいたします。

委員：西東京市は、新市建設計画については基本計画において「新市建設計画の推進」と明記し、基本計画の策定の際に整合性を保つようにしている。

「新市建設計画」における「21のリーディングプロジェクト」を、無理に基本構想に盛り込むため、理解が難しくなるので、西東京市のように「新市建設計画」は独立したものとし、計画策定の際に整合性を保てば良いのではないかと。

事務局：ご意見を参考とさせていただきます、内部で調整をさせていただきます。

委員：「21のリーディングプロジェクト」の「リーディング」とは何を意味しているのでしょうか。

事務局：「新市建設計画」においては、「従来の2市2町での都市規模では実現が困難であった新規事業や、既存の事務事業をスケールアップさせることにより、17万人都市のまちづくりに有為に作用するもの」を、リーディングプロジェクトとして定義いたしております。

委員：意味は何となく分かる感じはしますが、「21のリーディングプロジェクト」は新市建設計画に縛られて、基本構想に無理やり持って来たという感じがあり、幹の異なる「ひと輝きプロジェクト」と「21のリーディングプロジェクト」とを2つ並べたようなので、もう少しすっきりした形でまとめた方が良いでしょう。

事務局：先ほどご指摘のあった「西東京市」の例も参考にさせていただきます、検討したいと考えております。

#### 目標人口の設定について（質疑）

委員：前回の地域審議会においても質問させていただきましたが、旧新南陽市に匹敵する人口増を行うには、若者だけでなく、定住者を増やす施策が必要なのではないかと。2万6千人、約1万世帯の増加を見込むとすれば、それにとりまう税金等の増加を考えれば、少々の投資をともなうものであっても、十分その価値はあると思われるが。

事務局：ご意見として、承りたいと思います。

委員：東京都などでも、区で人の取り合いとなっているような状況であり、周南市が

人を呼び寄せられるような特色ある方策を考えていただきたい。

委員：人口設定については、まちづくりの推進の結果としての「人口増」であり、「人口増」が目標ではないのではないかと。

基本構想にて目標人口を設定するのであれば、具体的な施策を述べる必要があるのではないかと。

目標が達成されない場合は、反って市民より不信感を持たれる危険性があるのではないかと危惧されるが。

むしろ基本構想にて打ち出すべきは「行財政改革」であり、市民も注目する点であるとする。

事務局：行財政改革については、行政改革推進委員会が設置され、本年度10月までに大綱を作成することになっているため、地域審議会としてのご提言をいただければ、基本構想の中で行政改革を課題として掲げるべきかについては、検討させていただきます。

委員：人口目標は必要だと考えますが、それを実現するための都市計画等も含めた総合的な施策を述べる必要があると考えます。

委員：基本構想においては、若者定住対策として企業誘致等が述べられているが、それによりどの程度の人口増を想定し、結果として17万人となると推計されていますか。

事務局：具体的な数値の推計はいたしておりませんが、現状の16万人程度を維持するのも、かなりの困難をとまなうと認識しております。

委員：人口目標については、「17万人」と設定するのであれば、何らかの方法論が必要だと感じます。

### 行財政改革について（質疑）

委員：事務局より、行財政改革については現在、委員会の設置や、大綱の作成が行われていることは理解しているが、「まちづくり総合計画」は、最上位となるものであり、その基本構想において具体的な数値目標が述べられて然るべきではないかと考えるが。

委員：行財政改革については、計画策定の背景における「周南市の課題」として述べられるべきであると考えます。

もう一点、周南市の課題を導くにあたって行われた市民アンケートの結果が書かれているが、「今後のまちづくりのイメージ」との項目に対して、「安心・安全」との回答が最も多い。「今後のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事業、施策」との項目に対しては、「都心の拠点性の向上」との回答が最も多くなっている。

これを受けて周南市の課題として掲げられているのが、まず「拠点性の向上」、次に「超高齢少子化社会への対応」が掲げられ、「災害に強いまちづくりの推進」は6番目

となっている。

このあたりの一貫性というのは必要なのではないか。

市民の意識を受けて、周南市の課題が浮き彫りとなり、その課題に対して行政としてどのように対応するのかという優先順位が決まってくる。基本構想においては、そういった部分が中心となるべきではないかと考えるが。

行財政改革については、合併の最初の課題であり、周南市としての第一の課題として述べられるべきであると考えます。

委員：行財政改革については、改革に対する意志・意欲を示すためにも課題として打ち出して欲しいと考えます。

委員：合併の最大のメリットは行財政改革であり、外郭団体、人件費も含め、無駄の排除を行い、民間に出来ることは民間にお願いし、行政のスリム化を図ることが、今後10年間の最大の課題であり、基本構想の最初に掲げて取り組むべき課題であると思います。

事務局：行政改革については、すでに着手されており、やらなければならない課題であるとの認識を持っております。

行財政改革の実施を、まちづくりの課題として掲げるか否かということについては、地域審議会においてご提言をいただければ、まちづくり総合計画策定委員会において調整を行いたいと考えております。

委員：「合併」とは行財政改革を行うことであり、それを課題として掲げることに對して消極的な姿勢が疑問である。改革を求められ、それに応えるという姿勢は必要なのではないか。改革を実施するという姿勢を見せないと、市民はついて来ないのではないか。

さらに、基本構想の中では、痛みをともなうことについては全く触れられていない。

これについても、きちんと掲げていただきたい。

事務局：行財政改革の推進については、基本計画において推進方策として掲げ、強力で押し進めていくものとしたしております。

基本構想において、周南市の課題として掲げるようにとのご意見につきましては、検討させていただきたいと考えております。

委員：行財政改革という痛みをともなうものについては、具体的な数値を定め、基本構想に掲げることによって、退路を断って推進していかなければならないものだと考えます。

事務局：現在、行政改革大綱を作成いたしておりますが、大綱では具体的な数値を盛り込むこととなると思います。合併は最大の行政改革であるという意識を持ち、基本構想の序論においても、「合併により充実された行政基盤やスケールメリットを最大限に生かして、今後、どのようなまちづくりを進めていくかが重要です。」という表現にてお示しし、この基本構想に基づき、今後のまちづくりを推進していく方針でございま

すので、委員の皆様にもご理解賜りたいと考えております。

会 長：地域審議会の中での協議、提言を参考として、答申書の内容を検討していただきたいと思います。

#### 土地の利用方針について（質疑）

委 員：土地利用方針については「新市建設計画」におけるものを採用するとなっているが、具体的な地域割付は基本計画の中で策定されるのでしょうか。

事務局：「新市建設計画」での地区分けを踏襲したものとなっております。

委 員：和田の工業団地については、どのような扱いに考えられているか。

事務局：位置的には「郊外地区」となり、基本構想においては工業団地としての利用方針は具体的に記述されておりませんが、今後も工業団地としての利用を図ります。

各地区については、一つで完結するような土地利用とはなりませんので、各地区での土地利用方針の総論を述べるかたちとなっております。

委 員：遊休地の有効活用についても考えるべきではないのか。

事務局：行政改革大綱においても遊休地の有効活用について検討すべき事項とされており、土地開発公社、商工観光課の企業立地推進係においても対応を図っております。

委 員：基本構想における土地利用方針の地区設定と、県・国の所管する事項、例えば農業振興地域等、についての地区設定との関連はどのようになるのか。

事務局：地区設定は基本構想におけるものであり、他の法律等に基づくものに抵触するものではありません。

#### 全体をとおして（質疑）

委 員：「第2章将来の都市像」において掲げられている3つの基本理念と、前段である「第1章計画策定の背景」との関連性がはっきりせず、理解が難しい。

「第3章まちづくりの目標」においても同様であり、「課題」と「理念」と「目標」の関連性を明確にして、再度検討していただきたい。

委 員：「周南市まちづくり総合計画・構成（案）」において、「まちづくりの目標」と「主要プロジェクト」と「施策の大綱」の間の矢印での表現が、各項目がそれぞれ対応しているように受けとめられるので、これについても再考をお願いしたい。

事務局：前回の地域審議会においても、ご指摘をいただいておりますので、構成については、修正を検討いたしております。

委 員：「周南市まちづくり総合計画・構成（案）」「周南市まちづくり総合計画・基本計画体系図（案）」については、地域審議会において各委員の理解を助けるための参考資



料であると考えてよろしいでしょうか。

事務局：ご指摘のとおりです。

委員：合併特例債については「箱物建設」に限定されているとの話があるが、ハードとソフトを組み合わせたような環境教育の場を作って欲しい。

事務局：「合併特例債」につきましては、新市建設計画に掲げた建設事業が対象となっております。ご指摘のような環境教育施設を建設する場合は、新市建設計画の変更を経て実施することとなります。

ソフト事業に合併特例債を使用した例は、地域振興を図るためのイベント等を行うための基金に充当した例が一件ございますが、果実充当型の基金となりますので、運用利息と、特例債の返済利息を考慮した際に、合併協議会においては基金の積立については想定されておりませんでした。

#### 次回の開催日程について

会長：基本計画の提出時期については、前回6月上旬との話があったが確認したい。

事務局：やや遅れているが、6月上旬の提出を考えております。

次回の地域審議会の開催を6月7日以降にしていただければ、提出が出来ると思います。

会長：6月の末に答申を提出するとすれば、答申書の作成にかなりの時間を要すると思われるので、6月上旬に叩き台を作成したものを、皆さんで協議していただきたいと考えておりますが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局：前回及び今回の協議内容を取りまとめ、会長と内容を協議した上で、その内容を各委員の皆様にお示ししたいと考えておりますので、基本計画の提示が7日の週にできることといたしますと、6月9日（水）午後2時からと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長：皆さん、いかがでしょうか。

委員：出来れば基本計画が提出された後のほうがよいと思うのですが。

事務局：9日には提出することが出来ると思います。

会長：では、次回は6月9日（水）午後2時から開催いたします。